

飲食店の皆さん、ご存じですか？

春日井市なら

休業していなくても、営業時間短縮していなくても
支援金がもらえるんです

次の2つの条件に当てはまる飲食店

- 元々5時以前又は20時以降の営業をしていた
- 令和2年4月17日～5月6日に休業又は5時から20時までの営業時間短縮を行った

愛知県・春日井市新型コロナウイルス感染症対策協力金の対象です

※条件によって他市町村への申請となる場合があります

50万円／事業者

上記以外の市内の飲食店

※キャバレーやバーなど、愛知県の「休業要請」対象の飲食店は対象外です。

春日井市新型コロナウイルス感染症対策支援金の対象です

10万円／事業者

共通の対象要件

- ✓ 中小企業、個人事業主、NPO法人等であること
- ✓ 令和2年4月10日時点で開業していること
- ✓ 交付申請日及び交付決定日において倒産・廃業していないこと

申請期限はいずれも令和2年6月30日（火）です

詳しくはホームページで検索

春日井市 協力金 支援金



(ホームページQRコード)

お問合せ

春日井市 産業部 協力金・支援金事務室
〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
TEL 0568-85-6982
E-mail kyoryokukin@city.kasugai.lg.jp

